

マンションの耐震化のすすめ

- 旧耐震基準で建築されたマンションは、早急に耐震診断を実施しましょう！
- 家族の生命や財産を守るため、耐震改修を実施しましょう！
- マンションの耐震化に、管理組合と共に区分所有者一人一人が真剣に取り組みましょう！

「旧耐震基準」とは？

昭和56年の法律の改正により、建物に必要な耐震性能の基準が強化されました。

昭和43年
十勝沖地震

昭和46年
建築基準法改正

昭和53年
宮城県沖地震

昭和56年
建築基準法改正

平成7年
阪神・淡路大震災

旧耐震基準

中地震(震度5強程度)に対応⇒耐震診断が必要

新耐震基準

大地震(震度6強~7程度)に対応

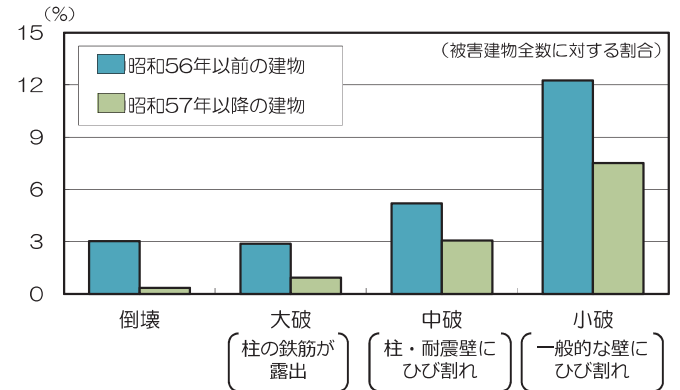
大地震が発生しても、倒壊しない程度の耐震性が必要になりました。

地震による建物の被害状況

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建物が被災しました。特に、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建築された建物に大きな被害が見られました(右図)。

また、総務省公表の資料によると、平成28年4月に発生した熊本地震では、約2万8千棟もの住家が全壊又は半壊の被害を受けたとされています。

阪神・淡路大震災での建物被災状況(RC造、SRC造)



70%の確率で大地震が起こる

南関東では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が70%の確率で発生すると予測されています。

令和4年5月に東京都防災会議が見直した被害想定において、区部の南部を震源とするマグニチュード7.3の地震が起きた場合、最悪のケースでは、建物の全壊・焼失は約19万棟とされています。

